

別添6(資料2-別紙3関係)

勤務評定に関する交渉 (1998年度~2008年度)

年度	日付	対应当局
1998	1998. 6. 5	
	1998. 7. 2	堤官房長
1999	1999. 6. 3	
	1999. 7. 2	高木官房長
2000	2000. 6. 5	
	2000. 7. 3	竹中官房長
2001	2001. 6. 4	
	2001. 7. 2	田原官房長
2002	2002. 6. 4	
	2002. 7. 1	田原官房長
2003	2003. 6. 4	高橋秘書課長
	2003. 6. 30	田原官房長
2004	2004. 6. 2	奥原秘書課長
	2004. 7. 5	小林官房長
2005	2005. 6. 6	奥原秘書課長
	2005. 7. 4	小林官房長
2006	2006. 10. 10	奥原秘書課長
	2006. 11. 2	井出官房長
2007	2007. 10. 12	松島秘書課長
	2007. 11. 1	井出官房長
2008	2008. 10. 10	松島秘書課長
	2008. 11. 4	岡島官房長

1998年6月5日

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合

書記長 丸山建藏

調査交渉部長 村瀬暢那

1998年度勤務評定について

官房当局は6月5日、中央本部に対し「平成10年度の勤務評定の実施について」通告してきた。

このなかで当局は、実施については従来どおりとし、7月1日実施、通達は8日付けで発出したい。また、勤務評定の実施に伴い、農林水産省勤務評定実施規程について所要の改正を行い、実施通達と併せて8日付けで施行する予定である。実施規程の改正内容は、組織改正による事務的な改正のほか、この間の課題であった、動物医薬品検査所の評定者について、所要の改正を行うなど、別紙のとおりである。実施に当たっては、昨年までと同様の基本姿勢で行っていきたい、としてきた。

これに対し中央本部は、

- ① 勤評評定は職場に恣意的差別を持ち込むものであり反対である。
- ② 特別昇給制度や勤勉手当の見直しが実施されてきたが、進め方は従来同様とすること。

とくに、対象者が限定される42条特昇については、試験研究機関などに強い不満があり、昨年導入時の中央交渉確認事項を尊重し、職場に混乱を生じないようにすること。

- ③ 現場段階において「労働条件に関して組合と事前協議を行い、恣意的差別をしない」との労使確認を行うとともに、民主的な職場づくりに努力すること。
- ④ 評定終了後、その取り扱いについて改めて交渉を実施すること。
- ⑤ 行政や農政が改革される時代であり、引きつづき、信頼ある労使関係の維持に努めること、

などの見解を明らかにした。

これを受け当局は、

- ① 勤務評定については、全農林との長い歴史のなかでこれまでいろいろ議論があった

ことは承知しており、実施に当たっては、現場に混乱の起きないように努めたい。

②③④ 特別昇給については、平成10年度においても従来と同様の手順により行うこととしている。

また、勤勉手当については、昨年、見直しを行い12月期から新たな基準により運用を始めたところであり、今後も誠意をもって対応してまいりたい。

特に、42条特昇については恣意的運用を行うつもりはなく、中央交渉における特別昇給基準に基づき、42条特昇が導入された経緯を踏まえ、皆様と十分話し合いながら実施したいと考えている。

⑤ 行政改革については連絡を密にしながら、農業基本法の見直しに当たっても、皆様の意見を聴きながら進めてまいりたい。

としてきた。

このため中央本部は、評定終了後、改めて交渉を持つこととし、交渉を打ち切った。

なお、各地本・分会は、該当局からの通告を受け、指令第3号に基づき取り扱うよう連絡する。

以上

1998年7月2日

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合

書記長 丸山建藏

調査交渉部長 村瀬暢那

98年度勤務評定の取り扱いについて

中央本部は7月2日、官房長と交渉を行い、98年度勤務評定の取り扱いについて昨年どおりの内容で決着したので連絡する。

なお、交渉の概要は下記のとおりである。

記

- 1 日時 1998年7月2日 11:00～
- 2 場所 官房長室
- 3 出席者 (中央本部) 丸山書記長ほか在局中執
(当 局) 堤官房長、城秘書課長ほか
- 4 交渉の概要

(中央本部)

過日提起のあった、98年度の勤務評定について、7月1日で実施されたが、その取り扱いについて伺いたい。

(官房長)

6月5日に秘書課長より、今年度の勤務評定の実施について説明し、7月1日には勤務評定を実施したところであるが、この取り扱いについては、昭和49年以降の経緯を踏まえて、これを尊重しつつ、昨年度に確認した文言どおり秘書課長より示したい。

(秘書課長)

【口頭確認】

勤務評定について

農林水産省当局と全農林労働組合は、労働条件に影響を及ぼす勤務評定の取り扱いの基準について、誠意をもって交渉することを確認する。

(官房長)

なお、勤務評定については、昭和49年に中野事務次官と渡会委員長との間で意見の一致を見ている「話し合いの中で労使関係の改善を図っていく」という基本姿勢に変わりなく、明るく民主的な職場を築いていくよう努力していきたい。引き続き、組合員のみなさまにもご協力いただきたい。

(中央本部)

全農林は、勤務評定について、職場に恣意的差別を持ち込むものであり反対の態度であることに変わりはない。しかし、歴史的経過もあることであり、本年度も確認しておきたい。今後とも労働条件に係わる事項については、事前協議として取り扱うこととしたい。

なお、昨今の業績・能力主義について、我々は公務労働になじまないと主張してきているが、人事院は公務にも取り入れようとしてきている。昇格や給与など労働条件に密接に関わる事項であるので、公平・公正・透明性を高め、かつ信頼度の高いものとしていただきたい。

以 上

1999年6月3日

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合

書記長 村瀬暢那

調査交渉部長 小林照明

1999年度勤務評定について

官房当局は6月3日、中央本部に対し「平成11年度の勤務評定の実施について」通告してきた。

このなかで当局は、実施については従来どおりとし、7月1日実施、通達は8日付けで発出したい。また、勤務評定の実施に伴い、農林水産省勤務評定実施規程について所要の改正を行い、実施通達と併せて8日付けで施行する予定である。実施規程の改正内容は、組織改正による事務的な改正であり、別紙のとおりである。実施に当たっては、昨年までと同様の基本姿勢で行っていきたい、としてきた。

これに対し中央本部は、

- ① 勤評評定は職場に恣意的差別を持ち込むものであり反対である。
- ② 管理職指定されていない者が評定行為を行うことは問題があるので、評定者のあり方について検討すること。
- ③ 現場段階において「労働条件に関して組合と事前協議を行い、恣意的差別をしない」との労使確認を行うとともに、民主的な職場づくりに努力すること。

また、行政や公務員制度、農政の改革が具体化される時期でもあり、引き続き信頼ある労使関係の維持に努めること。

- ④ 具体的な進め方については従来同様とすること。

とくに、42条特昇の扱いについては、導入時の中央交渉確認事項を尊重し、職場に混乱を生じないようにすること。

- ⑤ 評定終了後、その取り扱いについて改めて交渉を実施すること。

などの見解を明らかにした。

これを受け当局は、

- ① 勤務評定については、全農林との長い歴史のなかでこれまでいろいろ議論があったことは承知しており、実施に当たっては、現場に混乱の起きないように努めたい。

② 勤務評定の評定者は「実施権者が職員の監督者の中から評定者として指定した者」となっており、「管理職員等」でない者が指定されても差し支えないこととなっているが、指摘については理解できるので、今後も組織改正等にあわせ説明のつくものから改正するよう努める。

③④⑤ 特別昇給については、平成11年度においても従来と同様の手順により行うこととしている。

また、行政改革・農政改革については、これまでも連絡を密にしながら節目で説明し、良好な労使関係に努力してきた。今後も同様に努力して参りたい。

とくに、42条特昇については恣意的運用を行うつもりはなく、中央交渉における特別昇給基準に基づき、42条特昇が導入された経緯を踏まえ、皆様と十分話し合いながら実施したいと考えている。

としてきた。

このため中央本部は、評定終了後、改めて交渉を持つこととし、交渉を打ち切った。

なお、各地本・分会は、該当局からの通告を受け、指令第3号に基づき取り扱うよう連絡する。

以 上

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合

書記長 村瀬暢那
調査交渉部長 小林照明

99年度勤務評定の取り扱いについて

中央本部は7月2日、官房長と交渉を行い、99年度勤務評定の取り扱いについて昨年どおりの内容で決着したので連絡する。

なお、交渉の概要は下記のとおりである。

記

- 1 日時 1999年7月2日 17:00～
- 2 場所 官房長室
- 3 出席者 中央本部：村瀬書記長、福田財政局長、小林調交部長、外在局中執
当 局：高木官房長、須賀田秘書課長、外
- 4 交渉の概要

（中央本部）

過日提起のあった、99年度の勤務評定について、7月1日で実施されたが、その取り扱いについて伺いたい。

（官房長）

本年度の勤務評定については、6月3日に秘書課長から説明したとおり、7月1日に実施したところであるが、勤務評定の取扱いについては、今年も昭和49年以降の経緯を踏まえて、これを尊重しつつ、昨年度に確認した文言どおり確認したいと思っているので、秘書課長から提案させる。

(秘書課長)

【口頭確認】

勤務評定について

農林水産省当局と全農林労働組合は、労働条件に影響を及ぼす勤務評定の取り扱いの基準について、誠意をもって交渉することを確認する。

(官房長)

なお、勤務評定については、昭和49年に中野事務次官と渡会委員長との間で意見の一致を見ている「話し合いの中で労使関係の改善を図っていく」という基本姿勢に変わりない。

明るく民主的な職場を築いていくよう努力していくので、組合側もご協力願いたい。

(中央本部)

勤務評定について全農林は、職場に恣意的差別を持ち込むものであり反対の態度であることに変わりはない。しかし、歴史的経過もあることであり、本年度も昨年度と同様に確認しておきたい。今後とも労働条件に係わる事項については、事前協議として取り扱うこととしたい。

なお、3月の公務員制度調査会の「公務員制度改革の基本方向に関する答申」でも業績・能力の推進が指摘されている。このことは、昇格や給与など労働条件に密接に関わる事項であるので、仮に制度を導入するという場合は、事前の説明・協議のもと、公平・公正・透明性を高め、我々の納得の得られるもので、かつ信頼度の高いものとしていただきたい。

以上

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合

書記長 村瀬暢那
調査交渉部長 小林照明

2000年度勤務評定について

官房当局は6月5日、中央本部に対し「平成12年度の勤務評定の実施について」通告してきた。

このなかで当局は、実施については従来どおりとし、7月1日実施、通達は6月6日付けで発出したい。また、勤務評定の実施に伴い、農林水産省勤務評定実施規程について所要の改正を行い、実施通達と併せて6日付けで施行する予定である。実施規程の改正内容は、組織改正による事務的な改正であり、別紙のとおりである。実施に当たっては、昨年までと同様の基本姿勢で行っていきたい、としてきた。

これに対し中央本部は、

- ① 勤務評定は職場に恣意的差別を持ち込むものであり、反対である。
- ② 管理職指定されていない者による勤務評定行為は問題がある。

来年1月6日には、局や課等の再編があるので、管理職等の指定者数を増やさない方向で、この際抜本的に見直すべきと考えるがどうか。

- ③ 現場段階において「労働条件に関して組合と事前協議を行い、恣意的差別をしない」との労使確認を行うとともに、民主的な職場づくりに努力すること。

また、農政や行政、公務員制度の改革の具体化が進められており、引き続き信頼ある労使関係の維持に努めること。とくに、来年4月には独立行政法人組織が立ち上がる事となっており、混乱なく協議が進められ、組合員の不安が取り除かれるよう、官房として各局庁を指導していただきたい。

- ④ 具体的な進め方については、従来同様とすること。

とくに、42条特昇の扱いについては、導入時の中央本部確認事項を尊重し、職場に混乱を生じないようにすること。

- ⑤ 評定終了後、その取扱いについて改めて交渉を実施すること。

これを受け当局は、

- ① 勤務評定については、全農林との長い歴史の中でこれまでいろいろ議論があったことは承知している。勤務評定の実施に当たっては、現場の中に混乱の起きないように努める。
- ② 勤務評定の評定者は、勤務評定の「実施権者が職員の監督者の中から評定者として指定した者」ということであり、組織上現実に監督の職務を行っている者であって、「管理職員等」でない者が指定されてもさしつかえないと考えているが、今後の省庁再編時等の機会をとらえ、説明のつくものから改正を行っていきたいと考えている。
- ③ 農政や行政、公務員制度の改革については今までと同様、節目節目で説明・相談し、意見を聞いて対応していききたい。

また、来年4月に独立行政法人へ移行するに当たっては、職員が不安を抱かないようにすることが重要であり、協力を得ながら適切に対応していききたい。

- ④ 特別昇給については、平成12年度においても従来と同様の手順により行うこととしている。

特に、42条特昇については恣意的運用を行うつもりはなく、中央交渉における特別昇給基準に基づき、42条特昇が導入された経緯を踏まえ、皆様と十分話し合いながら実施したいと考えている。

としてきた。

さらに、村瀬書記長から、「独立行政法人については、5年ごとに評価を受けその存続をも含め問われる仕組みである。労使関係がこれまで以上に良好でなければならず、配慮願いたい。」と質した。これに対して当局は、「これまでの良好な労使関係が存続するよう協力をお願いする。」としてきた。

最後に、評定終了後、その取り扱いについて改めて交渉を実施することを確認し、交渉をうち切った。

なお、各地本・分会は、該当局からの通告を受け、指令第3号に基づき取り扱うよう連絡する。

以 上

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合

書記長 村瀬暢那

調査交渉部長 小林照明

2000年度勤務評定の取り扱いについて

中央本部は7月3日、官房長と交渉を行い、2000年度勤務評定の取り扱いについて昨年どおりの内容で決着したので連絡する。

なお、交渉の概要は下記のとおりである。

記

- 1 日時 2000年7月3日 11:00～
- 2 場所 官房長室
- 3 出席者 中央本部：村瀬書記長、福田財政局長、小林調交部長、外在局中執
当 局：竹中官房長、白須秘書課長、外
- 4 交渉の概要

（中央本部）

過日提起のあった、2000年度の勤務評定について、7月1日で実施されたが、その取り扱いについて伺いたい。

（官房長）

本年度の勤務評定については、6月5日に秘書課長から説明したとおり、7月1日に実施したところであるが、勤務評定の取扱いについては、今年も昭和49年以降の経緯を踏まえて、これを尊重しつつ、昨年度に確認した文言どおり確認したいと思っているので、秘書課長から提案させる。

（秘書課長）

【口頭確認】

勤務評定について

農林水産省当局と全農林労働組合は、労働条件に影響を及ぼす勤務評定の取り扱いの基準について、誠意をもって交渉することを確認する。

(官房長)

なお、勤務評定については、昭和49年に中野事務次官と渡会委員長との間で意見の一致を見ている「話し合いの中で労使関係の改善を図っていく」という基本姿勢に変わりない。

明るく民主的な職場を築いていくよう努力していくので、組合側もご協力願いたい。

(中央本部)

勤務評定について全農林は、職場に恣意的差別を持ち込むものであり反対の態度であることに変わりはない。しかし、歴史的経過もあることであり、本年度も昨年度と同様に確認しておきたい。今後とも労働条件に係わる事項については、事前協議をし、合意の上、すすめていただきたい。

なお、5月に出された総務庁の人事評価研究会の「報告」や人事院の能力・実績等の評価・活用に関する研究会の「中間報告」などでも業績・能力評価の推進が指摘されている。来年3月の人事院研究会の最終報告等も踏まえ、今後、人事評価システムは大きな動きを見せられると思われる。昇格や給与など労働条件に密接に関わる事項であるので、仮に制度を導入するという場合は、事前の説明・協議のもと、公平・公正・透明・納得性の四つを確保し、我々労働組合の合意の得られるもので、かつ信頼度の高いものとしていただきたい。

以上

〇〇全農林連絡（調交）第36号
2001年 6月 4日

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合

書記長 村瀬暢那

調査交渉部長 小林照明

2001年度勤務評定について

官房当局は6月4日、中央本部に対し「平成13年度の勤務評定の実施について」
通告してきた。

このなかで当局は、平成13年度の勤務評定は、従来どおりの取扱いで7月1日に
実施することとし、実施通達は6月5日付けで発出したい。また、勤務評定の実施に
伴い、農林水産省勤務評定実施規程について所要の改正を行い、実施通達と併せて5
日付けで施行する予定である。実施規程の改正内容は、組織改正による事務的な改正
であり、別紙のとおりである。

なお、勤務評定の取扱いについても、昨年と同様の基本姿勢で対処するつもりであ
るので、よろしくお願ひしたい。としてきた。

これに対し中央本部は、「職場に恣意的な差別を持ち込む勤務評定について反対で
ある。」ことを表明するとともに、①評定の実施に当たっては、過去の歴史的経過を
踏まえ、現場段階において「労働条件に関して組合と事前協議を行い、恣意的差別を
しない。」旨の労使確認を行うとともに、民主的な職場づくりに努力すること。また、
公務員制度改革の具体化にあたっては、労働基本権に配慮し、引き続き信頼ある労使
関係が維持されるよう努めること。②具体的な進め方については、従来同様とするこ
と。とくに、42条特昇の扱いについては、導入時の中央本部確認事項を尊重し、職
場に混乱を生じないようにすること。③独立行政法人通則法の第59条で、独立行政法
人における勤務評定の実施が規定されているが、具体的にはどうするのか。について
当局を質した。

これを受け当局は、①勤務評定については、全農林との長い歴史の中でこれまでいろいろ議論があったことは承知している。勤務評定の実施に当たっては、現場の中に混乱の起きないように努めたい。②特別昇給については、平成13年度においても従来と同様の手順により行うこととしている。特に、42条特昇については、恣意的運用を行うつもりはなく、中央交渉における特別昇給基準に基づき、42条特昇が導入された経緯を踏まえ、皆様と十分話し合いながら実施したいと考えている。公務員制度改革については、職員の勤務や生活に係わる重大な問題であり、6月に予定されている「基本設計」の取りまとめに向けて、皆さんと話し合いながら、農林水産行政の円滑な推進に支障を来さぬよう、適切に対応して参りたい。③独立行政法人における勤務評定については、現在、各独立行政法人において実施規程の整備を行っており、農林水産省と同様、従来どおり7月1日には勤務評定が実施されるものと聞いている。としてきた。

最後に、評定結果の取扱いについては、評定終了後、改めて交渉を実施することとし、交渉をうち切った。

なお、独立行政法人の勤務評定の実施については、別途、調交連絡で連絡することとする。

以上

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合

書記長 村瀬暢那

調査交渉部長 小林照明

2001年度勤務評定の取り扱いについて

中央本部は7月2日、官房長と交渉を行い、2001年度勤務評定の取り扱いについて昨年どおりの内容で決着したので連絡する。

なお、交渉の概要は下記のとおりである。

記

- 1 日時 2001年7月2日 13:10～
- 2 場所 官房長室
- 3 出席者 中央本部：村瀬書記長、福田財政局長、小林調交部長、外在局中執
当 局：田原官房長、小西秘書課長、今城調査官、外
- 4 交渉の概要

(中央本部)

過日提起のあった、2001年度の勤務評定について、7月1日で実施されたが、その取り扱いについて伺いたい。

(官房長)

本年度の勤務評定については、6月4日に秘書課長から説明したとおり、7月1日に実施したところであるが、勤務評定の取り扱いについては、今年も昭和49年以降の経緯を踏まえて、これを尊重しつつ、昨年度に確認した文言どおり確認したいと思っているので、秘書課長から提案させる。

(秘書課長)

【口頭確認】

勤務評定について

農林水産省当局と全農林労働組合は、労働条件に影響を及ぼす勤務評定の取り扱いの基準について、誠意をもって交渉することを確認する。

(官房長)

昭和49年に中野事務次官と渡会委員長との間で意見の一致をみている「話し合の中で労使関係の改善を図っていく」という基本姿勢に変わらない。

明るく民主的な職場を築いていくよう努力していくので、組合側もご協力願いたい。

(中央本部)

勤務評定について全農林は、職場に恣意的差別を持ち込むものであり反対の態度であることに変わりはない。しかし、歴史的経過もあることから、その結果の取り扱いについて本年度も昨年度同様の扱いとすることを確認しておきたい。

今後とも労働条件に係わる事項については、事前協議をし、合意の上、すすめていただき、良好な労使関係を維持していただきたい。

4月から独立行政法人化となった17法人の取り扱いについても、農林水産省と同様の取り扱いとなるよう官房からも指導願いたい。また、業績評価制度については、双方納得のいく制度となるようお願いしたい。

なお、6月29日に発表された公務員制度改革の「基本設計」については、その中身について、われわれ労働組合と協議・合意されたものではない。これから政府・行革推進本部と交渉していくつもりだが、農林水産省としても、労働組合との協議・交渉・合意を持って進めていただくよう働きかけていただきたい。

とくに、「新たな評価制度」については、これまで全農林が主張してきた「公正・公平性、透明性、客観性、納得性の4原則と苦情処理、労働組合の参画の2要件」を確保し、全農林との合意が得られる制度となるよう農林水産省としても努力願いたい。

(官房長)

農林水産省においては、労使の話し合いに基づく良好な労使関係が維持されてきているものと理解しており、今後とも、皆さんと十分話しあいを行うことを通じ、信頼関係の維持に努めて参りたい。

独立行政法人職員に係る勤務評定については、独立行政法人通則法等に基づき当該職員の勤務する独立行政法人の長が行うこととなるが、各独立行政法人における勤務評定の取扱いについては、農林水産省と同様なものとなると承知している。

先週6月29日に取りまとめられた「公務員制度改革の基本設計」については、今後、行政改革推進事務局を中心として、その具体化に向けての検討を進めていくこととなるが、労働組合側とも十分意見交換を行いながら制度設計を行っていくこととしていると承知している。

新たな評価制度の具体化に当たっては、農林水産行政の円滑な推進に支障を来さぬよう、また、職員の勤務や生活にも関わる重要な問題であることから、皆様方とも意見交換しながら、適切に対応して参りたいと考えている。

(中央本部)

新たな評価制度は、評価を行う側と行われる側の納得がないとうまくいかない。制度としても、運用としても納得できるものとなるよう努力願いたい。

なお、勤務評定結果の取り扱いについては、下部段階の話し合いによって混乱が生じないように対応願いたい。

2002年 6月 4日

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合

書記長 村瀬暢那

調査交渉部長 小林照明

2002年度勤務評定について

官房当局は6月4日、中央本部に対し「平成14年度の勤務評定の実施について」
通告してきた。

冒頭、秘書課長より「平成14年度の勤務評定は、従来どおりの取扱で7月1日に
実施することとし、実施通達は5日付で発出するのでご承知おき願いたい。また、勤
務評定の実施に伴い、農林水産省勤務評定実施規程について所要の改正を行い、実施
通達とあわせて5日付で施行する予定である。実施規程の改正内容は、組織改正によ
る事務的な改正であり、別紙のとおりである。また、高齢再任用の実施にあたり、再
任用者を専門員として実施規程に加え、評定者についても別途整理した。なお、勤務
評定の取扱についても、昨年と同様の基本姿勢で対処するつもりであるのでよろしく
願いたい。」としてきた。

これに対し、村瀬書記長より、「職場に恣意的差別をもちこむ勤務評定については、
反対であることを最初に申し上げておきたい。」とした上で、以下の点について確認
しておきたい、として3点について質した。①勤務評定に当たっては、過去の歴史的
経過を踏まえ、現場段階において『労働条件に関して労働組合と事前協議を行い、恣
意的差別をしない』旨の労使確認を行うとともに、民主的な職場づくりに努力するこ
と、②具体的な進め方については、従来同様とすること。特に、42条特昇の扱いに
ついては、導入時の中央本部確認事項を尊重し、職場に混乱が生じないようにするこ
と、③公務員制度改革に基づく試行調査の実施に当たっては、全農林と協議し、合意
をもって対処すること。また、試行調査結果については、新たな評価制度に反映させ
改善を図るとともに、4原則（公平・公正性、透明性、客観性、納得性）と2要件（苦
情処理制度と労使協議制）の確保に努めること。

これを受け秘書課長は、「①勤務評定については、全農林との長い歴史の中でこれ

までいろいろ議論があったことは承知している。勤務評定の実施に当たっては、現場の中に混乱の起きないように努めたい、②特別昇給については、平成14年度においても従来と同様の手順により行うこととしている。特に、42条特昇については、恣意的運用を行うつもりはなく、中央交渉における特別昇給基準に基づき、42条特昇が導入された経緯を踏まえ、皆様と十分話し合いながら実施したいと考えている、③新たな人事制度については、現在、行政改革推進事務局において、検討が進められており、平成15年中に国家公務員法の改正案を国会に提出し、平成17年度末までに関係法令を整備して平成18年度を目途に新制度へ移行することとされている。新たな人事制度については、制度を円滑に導入するために、試行を行った上で、その結果を踏まえ、行政改革推進事務局において具体的な制度設計が行われるものと理解している。当省としても、行政改革推進事務局における検討状況や作業の進捗状況等を注視しつつ、試行を含め、新たな評価制度の具体化については、皆さんと意見交換を十分行いながら、適切に対応して参りたいと考えている。」としてきた。

回答を受けて書記長より「独立行政法人にもしかるべき措置をお願いする。また、評定結果の扱いについては、評定終了後、改めて交渉を実施する。」こととして交渉をうち切った。

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合
書記長 村瀬暢那
調査交渉部長 小林照明

2002年度勤務評定の取り扱いについて

中央本部は7月1日、官房長と交渉を行い、2002年度勤務評定の取り扱いについて昨年どおりの内容で決着したので連絡する。

なお、交渉の概要は下記のとおりである。

記

- 1 日時 2002年7月1日 13:30～
- 2 場所 官房長室
- 3 出席者 中央本部：村瀬書記長、福田財政局長、小林調交部長、外在局中執
当 局：田原官房長、小西秘書課長、今城調査官、外
- 4 交渉の概要

（中央本部）

過日提起のあった、2002年度の勤務評定について、本日実施されたが、その取り扱いについて伺いたい。

（官房長）

本年度の勤務評定については、6月4日に秘書課長から説明したとおり、本日実施したところであるが、勤務評定の取り扱いについては、今年も昭和49年以降の経緯を踏まえて、これを尊重しつつ、昨年度に確認した文言どおり確認したいと思っているので、秘書課長から提案させる。

(秘書課長)

【口頭確認】

勤務評定について

農林水産省当局と全農林労働組合は、労働条件に影響を及ぼす勤務評定の取り扱いの基準について、誠意をもって交渉することを確認する。

(官房長)

昭和49年に中野事務次官と渡会委員長との間で意見の一致をみている「話し合いの中で労使関係の改善を図っていく」という基本姿勢に変わりない。

明るく民主的な職場を築いていくよう努力していくので、組合側もご協力願いたい。

(中央本部)

勤務評定について全農林は、職場に恣意的差別を持ち込むものであり反対であるということを改めて明らかにしておきたい。しかし、歴史的な経過もあることから、その結果の取り扱いについて本年度も昨年度同様の扱いとすることを確認しておきたい。

今後とも労働条件に係わる事項については、事前協議をし、合意の上、すすめていただき、良好な労使関係を維持していただきたい。われわれも努力したい。

いま、行革推進事務局が検討を進めている新たな評価制度について、試行が実施されると思うが、その試行の実施に当たっては、事前に十分協議し、合意を持って対応できるようにして頂きたい。

(官房長)

農林水産省においては、労使の話し合いに基づく良好な労使関係が維持されてきているものと理解しており、今後とも皆さんと十分話しあいを行うことを通じ、信頼関係の維持に努めて参りたい。

また、新たな評価制度の試行については、情報が十分でない部分もあるが、共通の認識を持ち、お互いに情報交換しながら適切に対応して参りたいと考えている。

(中央本部)

新たな評価制度については、4原則・2要件の確保が重要であるので努力願いたい。

また、勤務評定結果の取り扱いについては、下部においても混乱の起きないように願います。

2003年 6月 4日

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合

書記長 村瀬 暢 那

調査交渉部長 小林 照 明

2003年度勤務評定について

官房当局は6月4日、中央本部に対し「平成15年度の勤務評定の実施について」別紙のとおり行いたいと通告してきた。それに対し中央本部は、「勤務評定には原則として反対である。」として、数点について質してきたのでその概要を下記の通り連絡する。

記

1. 日 時 2003年6月4日（水）16：30～
2. 場 所 水産中央会議室
3. 出席者 中央本部：村瀬書記長、福田財政局長、外全中央執行委員
当 局：高橋秘書課長、外

4. 概 要

冒頭、秘書課長より「平成15年度の勤務評定は、組織再編を考慮し、本年に限り、6月30日に実施することとし、実施通達は5日付けで発出するのでご承知おき願いたい。また、勤務評定の実施に伴い、農林水産省勤務評定実施規程について所要の改正を行い、実施通達とあわせて5日付けで施行する予定である。実施規程の改正内容は、事務的な改正であり、別紙のとおりである。なお、本年7月に予定されている組織再編に関連するものは、今回の改正には含まれておらず、これに関しては、別途手当することとしており、後日説明したい。さらに、勤務評定の取

扱についても、昨年と同様の基本姿勢で対処するつもりであるのでよろしくお願ひしたい。」としてきた。

これに対し、村瀬書記長より、「職場に恣意的差別をもちこむ勤務評定については、反対であることを最初に申し上げておきたい。」とした上で、いくつか確認したい点があるとして以下の点について質した。①今回の勤務評定は、6月30日に実施されるとのことだが、次年度以降の評定についてはどのように考えているのか。②勤務評定に当たっては、過去の歴史的経過を踏まえ、現場段階において『労働条件に関して労働組合と事前協議を行い、恣意的差別をしない』旨の労使確認を行うとともに、民主的な職場づくりに努力すること、③具体的な進め方については、従来同様とすること。特に、42条特昇の扱いについては、導入時の中央本部確認事項を尊重し、職場に混乱が生じないようにすること、④公務員制度改革に基づく新たな評価制度の試行の動向はどのようになっているのか。また、試行を実施する場合は、全農林と協議、合意をもって対処し、試行調査の結果については、新たな評価制度に反映させ改善を図るとともに、4原則（公平・公正性、透明性、客観性、納得性）と2要件（苦情処理制度と労使協議制）の確保に努めること。⑤独立行政法人の勤務評定についても、現業と同様にしかるべき措置をお願いする。

これを受け秘書課長は、「①今年の7月1日に予定されている消費・安全局の新設、食糧庁の廃止等の組織再編に伴い、定期評定日を従来の7月1日とした場合には、組織再編に伴う評定者、評定を受ける職員の人事異動により、評定者と評定を受ける職員との監督関係の存した期間が60日に満たない場合が多数生じ、60日に達した日以降に勤務評定を行う、いわゆる「遅れ評定」が続出してしまふことが想定される。また、これは毎年6月に行われている、評定者と評定を受ける職員との話し合いの当事者が、評定日において、評定者でなくなる部署が多数発現してしまふ、ということも意味している。このような事態になることを避けるとともに、従来のスケジュールが定着していることも考慮し、平成15年の勤務評定の定期評定日は、7月1日以前であり、かつ、従来の定期評定日に最も近い6月30日の月曜とすることとした。なお、この措置は、組織再編が7月1日に予定されていることに伴うものであり、今年限りとし、来年以降の勤務評定は、昭和43年以来定着している7月1日に行うこととする。②そもそも勤務評定については、全農林との長い歴史の中でこれまでいろいろ議論があったことは承知している。勤務評定の実施に当たっては、現場の中に混乱の起きないように努めたい。③特別昇給については、平成15年度においても従来と同様の手順により行うこととしている。特に、42条特昇については、恣意的運用を行うつもりはなく、中央交渉における特別昇

給基準に基づき、42条特昇が導入された経緯を踏まえ、皆様と十分話し合いながら実施したいと考えている。④新たな人事制度については、現在、行政改革推進事務局において、検討が行われており、基本的には、行政改革推進事務局と労働組合との間で十分意見交換を行いつつ、検討が進められるべきものと考えている。なお、平成15年中に国家公務員法の改正案を国会に提出し、平成18年度を目途に新制度へ移行することとされているが、今のところ、今通常国会に国家公務員法の改正案は提出されておらず、今後の日程は不明である。いずれにしても、新人事制度に基づく新たな評価制度の具体化に当たっては、制度を円滑に導入するために、試行を行った上で、その結果を踏まえ、行政改革推進事務局において具体的な設計が行われるものと理解している。当省としても、行政改革推進事務局における検討状況等を注視しつつ、皆さんと意見交換を十分に行いながら、適切に対処して参りたいと考えている。⑤独立行政法人の職員に係る勤務評定については、独立行政法人通則法第59条の第1項及び第2項並びに国家公務員法第72条第1項の規定に基づき、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長の責任において、適切に行われるものと考えているが、ご要望があったことについては、独立行政法人にもお伝えする。」としてきた。

回答を受けて書記長より「大きな組織改編を控えているので、現場で混乱がおきないようにお願いしたい。また、評定結果の扱いについては、評定終了後、改めて交渉を実施する。」として交渉をうち切った。

02全農林連絡（調交）第60号
2003年 6月 30日

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合

書記長 村瀬暢那

調査交渉部長 小林照明

2003年度勤務評定の取り扱いについて

中央本部は6月30日、官房長と交渉を行い、2003年度勤務評定の取り扱いについて昨年どおりの内容で決着したので連絡する。

なお、交渉の概要は下記のとおりである。

記

- 1 日時 2003年6月30日 13:30～
- 2 場所 官房長室
- 3 出席者 中央本部：村瀬書記長、福田財政局長、小林調交部長、外在局中執
当 局：田原官房長、高橋秘書課長、大角調査官、外
- 4 交渉の概要

(中央本部)

過日提起のあった、2003年度の勤務評定について、本日実施されたが、その取り扱いについて伺いたい。

(官房長)

本年度の勤務評定については、6月4日に秘書課長から説明したとおり、本日、実施したところであるが、勤務評定の取扱いについては、今年も昭和49年以降の経緯を踏まえて、これを尊重しつつ、昨年度に確認した文言どおり確認したいと思っているので、秘書課長から提案させる。

(秘書課長)

【口頭確認】

勤務評定について

農林水産省当局と全農林労働組合は、労働条件に影響を及ぼす勤務評定の取り扱いの基準について、誠意をもって交渉することを確認する。

(官房長)

昭和49年に中野事務次官と渡会委員長との間で意見の一致をみている「話し合いの中で労使関係の改善を図っていく。」という基本姿勢に変わりない。

明るく民主的な職場を築いていくよう努力していくので、組合側もご協力願いたい。

(中央本部)

勤務評定について、全農林は、職場に恣意的差別を持ち込むものであり、反対であるということを改めて明らかにしておきたい。しかし、歴史的な経過もあることから、その結果の取り扱いについて本年度も昨年度同様の扱いとすることを確認しておきたい。

今後とも労働条件に係わる事項については、事前に協議をし、合意の上、進めていただき、良好な労使関係を維持していただきたい。また、そうなるようわれわれも努力したい。

さらに、勤務評定結果の取り扱いについては、下部においても混乱の起きないようにお願いします。

(官房長)

農林水産省においては、労使の話し合いに基づく良好な労使関係が維持されてきているものと理解しており、今後とも皆さんと十分話し合いを行うことを通じ、信頼関係の維持に努めて参りたい。

また、公務員制度改革などいろいろ情勢が変わる時でもあり、情報交換を行いながら対応してまいりたい。

(中央本部)

能力・等級制度なども現行の勤務評定制度のなかでやるような無茶な話も出ているようだが、そうならないようにしたいと考えている。評定全てについて反対しているわけではなく、納得できる制度ならば受け入れてもよいと考えている。そういうことも含めてこれからもお互いに情報交換していきたい。

2004年 6月 2日

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合

書記長 村瀬暢那

調査交渉部長 小林照明

2004年度勤務評定について

官房当局は6月2日、中央本部に対し「平成16年度の勤務評定の実施について」別紙のとおり行いたいと通告してきた。それに対し中央本部は、「勤務評定には原則として反対である。」として、数点について質してきたのでその概要を下記の通り連絡する。

記

1. 日 時 2004年6月2日（水）14:00～

2. 場 所 統計3・4会議室

3. 出席者 中央本部：村瀬書記長、福田財政局長、小林調交部長、
眞鍋組教部長、沖独法部長、外全中央執行委員
当 局：奥原秘書課長、外

4. 概 要

冒頭、秘書課長より「平成16年度の勤務評定は、従来どおりの取扱いで7月1日に実施することとし、実施通知は3日付で発出するのでご承知おき願いたい。また、勤務評定の実施に伴い、農林水産省勤務評定実施規程について所要の改正を行い、実施通知と併せて3日付で施行する予定である。実施規程の改正内容は、組織改正による事務的な改正であり、別紙のとおりである。なお、勤務評定の取扱いについても、昨年と同様の基本姿勢で対処するつもりであるので、よろしく願いたい。」とし

てきた。

これに対し、村瀬書記長より、「全農林としては、職場に恣意的差別をもちこむ勤務評定については、基本的に反対であることを最初に申し上げておきたい。」とした上で、以下の点について確認しておきたい、として3点について質した。①勤務評定に当たっては、過去の歴史的経過を踏まえ、現場段階において『労働条件に関して労働組合と事前協議を行い、恣意的差別をしない』旨の労使確認を行うとともに、民主的な職場づくりに努力していただきたい。②具体的な進め方については、従来同様とすること。特に、42条特昇の扱いについては、導入時の中央本部確認事項を尊重し、職場に混乱が生じないようにしていただきたい。③公務員制度改革などによって、勤務評定制度の見直しが行われる場合には、全農林と協議し、合意をもって対処すること。また、4原則（公平・公正性、透明性、客観性、納得性）と2要件（苦情処理制度と労使協議制）の確保に努めていただきたい。」旨の発言を行った。

これを受け秘書課長は、「①勤務評定については、全農林との長い歴史の中でこれまでいろいろ議論があったことは承知している。勤務評定の実施に当たっては、現場の中に混乱の起きないように努めたい。②特別昇給については、平成16年度においても従来と同様の手順により行うこととしている。特に、42条特昇については、恣意的運用を行うつもりはなく、中央交渉における特別昇給基準に基づき、42条特昇が導入された経緯を踏まえ、皆様と十分話し合いながら実施したいと考えている。③公務員制度改革については、自民党や行政改革推進事務局を中心として検討が行われており、基本的には、行政改革推進事務局と労働組合との間で十分意見交換を行いつつ、進められるべきものと考えている。いずれにしても、公務員制度改革については、職員の勤務や生活に係る重大な問題であることから、農林水産省としても、今後とも前広に皆さんと話し合いながら、行政改革推進事務局等の検討状況等を注視しつつ、農林水産行政の円滑な推進に支障を来たさぬよう、適切に対応して参りたい。」旨の回答があった。

回答を受けて書記長より「勤務評定にあたっては、現場で混乱がおきないように願いたい。また、評定結果の扱いについては、評定終了後、改めて交渉をお願いする。」として交渉をうち切った。

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合
書記長 村瀬暢那
調査交渉部長 小林照明

2004年度勤務評定の取り扱いについて

中央本部は7月5日、官房長と交渉を行い、2004年度勤務評定の取り扱いについて昨年どおりの内容で決着したので連絡する。

なお、交渉の概要は下記のとおりである。

記

- 1 日時 2004年7月5日 14:30～14:40
- 2 場所 官房長室
- 3 出席者 中央本部：村瀬書記長、福田財政局長、小林調交部長、外在局中執
当 局：小林官房長、奥原秘書課長、大角参事官、外
- 4 交渉の概要

(中央本部)

過日提起のあった、2004年度の勤務評定について、7月1日実施されたが、その取り扱いについて伺いたい。

(官房長)

本年度の勤務評定については、6月2日に秘書課長から説明したとおり、7月1日に実施したところであるが、勤務評定の取扱いについては、今年も昭和49年以降の経緯を踏まえて、これを尊重しつつ、昨年度に確認した文言どおり確認したいと思っているので、秘書課長から提案させる。

(秘書課長)

【口頭確認】

勤務評定について

農林水産省当局と全農林労働組合は、労働条件に影響を及ぼす勤務評定の取り扱いの基準について、誠意をもって交渉することを確認する。

(官 房 長)

昭和49年に中野事務次官と渡会委員長との間で意見の一致をみている「話し合いの中で労使関係の改善を図っていく。」という基本姿勢に変わらない。

明るく民主的な職場を築いていくよう努力していくので、組合側もご協力願いたい。

(中央本部)

勤務評定について、基本的に全農林は、職場に恣意的差別を持ち込むものであり、反対であるということ改めて明らかにしておきたい。しかし、歴史的な経過もあることから、その結果の取り扱いについて本年度も昨年度同様の扱いとすることを確認しておきたい。

今後とも労働条件に関わる事項については、事前に協議をし、合意の上、進めていただき、良好な労使関係を維持していただきたい。また、そうなるようわれわれも努力したい。

さらに、勤務評定結果の取り扱いについては、下部においても混乱の起きないように願います。

(官 房 長)

農林水産省においては、労使の話し合いに基づく良好な労使関係が維持されてきているものと理解しており、今後とも公務員制度改革等さまざまな懸案が山積しているが、皆さんと十分話し合いを行うことを通じ信頼関係の維持に努めて、情報交換を行いながら働きやすい職場づくりに努めてまいりたい。

(中央本部)

公務員制度改革については、臨時国会の法案提出に向けて動きを強めているが、能力等級制を導入するという話も出ている。能力等級制を導入すれば、当然、評価が必要になってくるが、評価制度は基本的には現在の勤務評定制度を使うとしている。評定を「する」「しない」で言えば、納得性が不可欠であり、「する」とすれば納得できる制度が必要であると考えている。新しい公務員制度には納得性のある新しい評価システムを導入すべきで、話し合いながら合意に基づいて行うべきものであり、農水省当局もそういう意味で、しっかり対応してもらいたい。

(官 房 長)

今の評価も含め能力等級制度など、公務員制度改革全体が課題と考えている。情報収集を行いながら、適切に対応して参りたい。

(中央本部)

公務員制度改革はこれから本格化してくる。また、評価制度については公正性や納得性などが求められている。これらの対応については、われわれも力を尽くすが、当局としてもしっかり対応してもらいたい。

2005年 6月 6日

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合

書記長 福田 精一
調査交渉部長 主 浜 学

2005年度勤務評定について

官房当局は6月6日、中央本部に対し平成17年度の勤務評定の実施について、別紙のとおり行いたいと通告してきた。それに対し中央本部は、「勤務評定には原則として反対である」として、数点について質したのでその概要を下記の通り連絡する。

記

1. 日 時 2005年6月6日（水）14:00～14:10
2. 場 所 共用第3会議室
3. 出席者 中央本部：福田書記長、花村財政局長、主浜調交部長、
今村組教部長、沖独法部長、外全中央執行委員
当 局：奥原秘書課長、外

4. 概 要

冒頭、秘書課長から「平成17年の勤務評定について御説明したい。平成17年の勤務評定は、従来どおりの取扱で7月1日に実施することとし、実施通知は、7日付けで発出するので、ご承知おき願いたい。また、勤務評定の実施に伴い、農林水産省勤務評定実施規程について所要の改正を行い、実施通知と併せて7日付けで施行する予定である。実施規程の改正内容は、組織改正による事務的な改正であり、お手元にお配りした資料のとおりであるので、よろしく願いたい。なお、勤務評定の取扱いについても、昨年と同様の基本姿勢で対処するつもりであるので、よろしく願いたい」としてきた。

これに対し、福田書記長は、「例年のことだが、私の方から何点か申し上げ、対応

をお願いしたい。

まず、1点目として、全農林としては、職場に恣意的差別をもちこむ勤務評定については、基本的に反対であることを最初に申し上げておきたい。

2点目は、勤務評定に当たっては、過去の歴史的経過を踏まえ、現場段階において『労働条件に関して労働組合と事前協議を行い、恣意的差別をしない』旨の労使確認を行っていただきたい。

3点目は、勤務評定と並行して、民主的な職場づくりに努力していただきたい。

4点目は、勤務評定の具体的な進め方については、従来同様とすること。特に、42条特昇の扱いについては、導入時の中央本部確認事項を尊重し、職場に混乱が生じないようにしていただきたい。

最後に、去年の閣議決定を踏まえ、公務員制度改革や新たな評価制度について、引き続き人事院や総務省で検討されている。現行の勤務評定制度の見直しが行われる場合には、現状をしっかりと踏まえて、また、われわれとしても評価制度については一概に否定しているわけではないので、全農林と協議し合意をもって対処していただきたい。また、4原則（公平・公正性、透明性、客観性、納得性）と2要件（苦情処理制度と労使協議制）の確保に努めていただきたい」旨の発言を行った。

これを受け秘書課長は、「勤務評定については、全農林との長い歴史の中でこれまでいろいろ議論があったことは承知している。勤務評定の実施に当たっては、現場の中に混乱の起きないように努めたい。特別昇給については、平成17年度においても従来と同様の手順により行うこととしている。

特に、42条特昇については、恣意的運用を行うつもりはなく、中央交渉における特別昇給基準に基づき、42条特昇が導入された経緯を踏まえ、皆さんと十分話し合いながら実施したいと考えている。

公務員制度改革については、引き続き検討が行われているが、基本的には、労働組合との間で十分意見交換を行いつつ、進められるべきものと考えている。

いずれにしても、公務員制度改革については、職員の勤務や生活に係る重大な問題であることから、農林水産省としても、今後とも前広に皆さんと話し合いながら、今後の検討状況等を注視しつつ、農林水産行政の円滑な推進に支障を来さぬよう、適切に対応して参りたい」と回答があった。

回答を受けて書記長から「勤務評定にあたっては、現場で混乱がおきないようにお願いしたい。また、評定結果の扱いについては、評定終了後、改めて交渉をお願いする」と申し入れ交渉をうち切った。

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合
書記長 福田 精一
調査交渉部長 主 浜 学

2005年度勤務評定の取り扱いについて

中央本部は7月4日、官房長と交渉を行い、2005年度勤務評定の取り扱いについて昨年どおりの内容で決着したので連絡する。

なお、交渉の概要は下記のとおりである。

記

- 1 日 時 2005年7月4日 11:30～11:40
- 2 場 所 官房長室
- 3 出席者 中央本部：福田書記長、花村財政局長、主浜調交部長、外在局中執
当 局：小林官房長、奥原秘書課長、南嶋調査官、外
- 4 交渉の概要

（福田書記長）

過日提起のあった、2005年度の勤務評定について、7月1日実施されたが、その取り扱いについて伺いたい。

（官房長）

本年度の勤務評定については、6月6日に秘書課長から説明したとおり、7月1日に実施したところであるが、勤務評定の取扱いについては、今年も昭和49年以降の経緯を踏まえて、これを尊重しつつ、昨年度に確認した文言どおり確認したいと思っているので、秘書課長から提案させる。

（秘書課長）

【口頭確認】

勤務評定について

農林水産省当局と全農林労働組合は、労働条件に影響を及ぼす勤務評定の取り扱いの基準について、誠意をもって交渉することを確認する。

(官房長)

昭和49年に当時の中野事務次官と渡会委員長との間で意見の一致をみている「話し合いの中で労使関係の改善を図っていく」という基本姿勢に変わりない。

今後とも明るく民主的な職場を築いていくよう努力していくという方針であるので組合側もご協力願いたい。

(福田書記長)

今、口頭で回答があったが、再度申し上げておきたい。勤務評定について、基本的に全農林は、職場に恣意的差別を持ち込むものであり、反対であるということを変更して明らかにしておきたい。しかし、歴史的な経過もあることから、その結果の取り扱いについて本年度も昨年度同様の扱いとすることを確認しておきたい。

今後とも労働条件に関わる事項については、全農林との事前協議を徹底し、合意の上、進めていただき、良好な労使関係を維持していただきたい。また、そうなるようわれわれも努力したい。

さらに、勤務評定結果の取り扱いについては、下部においても混乱の起きないように願います。

(官房長)

わが省においては、労使の話し合いに基づく良好な労使関係が維持されてきていることが一つの重要な点であり、皆さんと十分話し合いを行うことを通じ信頼関係の維持に努めていきたい。また、下部組織に対しても、こうした主旨を徹底の上、指示して参りたい。

(福田書記長)

要求書提出の際にも申し上げたが、現在、給与構造の基本的見直しが提起されており、このうち査定昇給については、現行の勤務評定制度に基づいて行うとされている。全農林として査定昇給のすべてを否定しているわけではないが、評価制度については現行の勤務評定制度ではなく、公平・公正性、透明性、客観性、納得性があるものでなくてはならない。現行の勤務評定制度に基づく査定昇給は論外であることを申し上げておく。農水省当局として、人事院への要請などしっかり対応して頂きたい。

(官房長)

先日の人勸期要求書提出時にも申し上げたとおり、総務省において17年度から評価の試行を実施する方向で検討が行われている一方で、人事院では、現行評価制度を前提として勤務成績に基づく昇給制度の導入を検討しており、当方としても、なかなか理解しがたい側面がある。

この問題は、政府全体の問題であり、農林水産省単独で対応できるものではないが、職員に混乱が生じることは、回避しなければならないと考えており、今後とも関係方面に要請するなど適切に対処してまいりたい。

(福田書記長)

よろしく願います。

06全農林連絡（調交）第16号
2006年10月10日

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合

書記長 花村 靖
調査交渉部長 主浜 学

2006年度勤務評定について

本年4月の給与制度改正により、特別昇給と普通昇給が一本化され、昇給日が毎年1回、1月1日とされたことに伴って、2006年度の勤務評定の実施日については、従来の7月1日から11月1日に変更されたところである（2006年5月15日付け調交連絡第52号「勤務評定日の変更について」及び2006年6月27日付け調交情報第101号「農林水産省の訓令改正等の実施について」のとおり協議済み）。

こうした経過を踏まえ官房当局は10月10日、中央本部に対して、2006年度の勤務評定について、明日（11日）付けで実施通知を発出したいと通告してきた。

それに対し中央本部は、「勤務評定には基本的に反対である」として、数点について質してきたので、その概要を下記のとおり連絡する。

記

- 1 日時 2006年10月10日（火） 15:00～15:10
- 2 場所 統計第3、4会議室
- 3 出席者 中央本部：花村書記長、棚村財政局長、主浜調査交渉部長、外全中執
当 局：奥原秘書課長、前島秘書課調査官、外
- 4 交渉概要

（奥原秘書課長）

平成18年の勤務評定について御説明したい。

平成18年の勤務評定は、6月27日付けで農林水産省勤務評定実施規程の一部改正を行い、11月1日に実施することとしたところである。実施通知は、明日（11日）付けで発出するので、御承知おき願いたい。

なお、勤務評定の取扱いについては昇給制度の枠組みの変更があるものの、一般職員については、従前どおりの基本姿勢で対処するつもりであるので、よろしく願いたい。

（花村書記長）

例年のことだが、私の方から5点について申し上げ、対応をお願いしたい。

まず、1点目として、全農林としては、現行制度に基づく勤務評定については、職場

に恣意的差別を持ち込むものであり、基本的に反対であることを最初に申し上げておきたい。

2点目は、勤務評定に当たっては、過去の歴史的経過を踏まえ、現場段階において『労働条件に関して労働組合と事前協議を行い、恣意的差別をしない』旨の労使確認を行っていただきたい。

3点目は、勤務評定と並行して、民主的な職場づくりに努力していただきたい。

4点目は、勤務評定の具体的な進め方については、従来同様とし、職場に混乱が生じないようにしていただきたい。

最後に、評価の第1次試行が行われ、今後これを踏まえて第2次試行が行われることとされている。これらは、人事院や総務省で検討されているが、われわれとしては、「4原則（公平・公正性、透明性、客観性、納得性）と2要件（苦情処理制度と労使協議制）を具備した新たな評価制度の確立が必要」と考えているので、農林水産省当局には、全農林と協議し対処していただきたい。

（奥原秘書課長）

現行制度に基づく勤務評定については、全農林との長い歴史の中でこれまでいろいろ議論があったことは承知している。勤務評定の実施に当たっては、現場の中に混乱の起きないように努めてまいりたい。

18年度の一般職員の昇給の取扱いについては、従来と同様の手順により行うこととしている。

新たな人事評価制度については、本年1月から評価の第1次試行に取り組んだところである。

今後、評価の第1次試行結果の検証を踏まえた検討を活かして、実効性があり組織の活性化につながるような、より良い評価制度を構築していく必要があると考えているが、新たな人事評価制度については、制度官庁と中央団体との間で、今後の試行の取扱いについて、意見交換等を行いながら検討が進められているものと承知している。

当省としても節目節目で皆さんと意見交換を行っていく考えである。

（花村書記長）

勤務評定にあたっては、現場で混乱がおきないようにお願いしたい。また、評定結果の扱いについては、評定終了後、改めて交渉をお願いする。

以上

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合
書記長 花村 靖
調査交渉部長 主浜 学

2006年度勤務評定の取り扱いについて

中央本部は11月2日、官房長と交渉を行い、2006年度勤務評定の取り扱いについて昨年どおりの内容で決着したので連絡する。

なお、交渉の概要は下記のとおりである。

記

- 1 日時 2006年11月2日 13:00～13:15
- 2 場所 官房長室
- 3 出席者 中央本部：花村書記長、棚村財政局長、主浜調査交渉部長、外全中執
当 局：井出官房長、奥原秘書課長、前島秘書課調査官、外
- 4 交渉概要

（花村書記長）

過日提起のあった、2006年度の勤務評定について、11月1日実施されたが、その取り扱いについて伺いたい。

（井出官房長）

本年度の勤務評定については、10月10日に秘書課長から説明したとおり、11月1日に実施したところであるが、勤務評定の取扱いについては、今年も昭和49年以降の経緯を踏まえて、これを尊重しつつ、昨年度に確認した文言どおり確認したいと思っているので、秘書課長から提案させる。

（奥原秘書課長）

口頭確認の内容は、昨年のとおりである。

勤務評定について

農林水産省当局と全農林労働組合は、労働条件に影響を及ぼす勤務評定の取扱いの基準について、誠意をもって交渉することを確認する。

(井出官房長)

昭和49年に中野事務次官と渡会委員長との間で意見の一致をみている「話し合いの中で労使関係の改善を図っていく。」という基本姿勢に変わりない。明るく民主的な職場を築いていくように努力していくので、組合側も御協力願いたい。

(花村書記長)

今、口頭で回答があったが、再度申し上げておきたい。

現行制度に基づく勤務評定については、職場に恣意的差別を持ち込むものであり、基本的に反対であるということを改めて明らかにしておきたい。

しかし、歴史的な経緯もあることから、その結果の取り扱いについては、制度の変更があるものの昨年度同様の扱いとすることを確認しておきたい。

今後とも労働条件に関わる事項については、全農林と事前協議を徹底し、合意の上、進めていただき、良好な労使関係を維持していただきたい。また、そうなるようわれわれも努力したい。

さらに、勤務評定結果の取り扱いについては、下部においても混乱の起きないように願います。

(井出官房長)

農林水産省においては、労使の話し合いに基づく良好な労使関係が維持されてきているものと理解しており、今後とも、皆さんと十分話し合いを行うことを通じ、信頼関係の維持に努めて参りたい。

また、下部組織に対しても、同様に指示して参りたい。

(花村書記長)

評価制度については現行の勤務評定制度ではなく、4原則（公平・公正性、透明性、客観性、納得性）2要件（苦情処理制度と労使協議制）を具備した新たな評価制度の確立が必要というスタンスである。

制度官庁では1次試行を終え、2次試行に向けた検討が行われている。総務省から公務員連絡会に対して10月23日に第2次試行再提示案が示されたが、①10月3日に提示された案で「P」とされていた「評価内容のフィードバック」及び「苦情等への対応の体制について」のいずれについても、評価結果の開示や苦情処理への組合参加を明示しなかったこと、②相変わらず組合員を評価者、評価補助者と位置づけていること、など公務員連絡会の申入れ事項を一切反映しない内容であった。

こういった状況を踏まえ、公務員連絡会としては、制度官庁である総務省はもとより各府省当局に対しても申し入れを行うこととしている。別途申し入れを行うのでよろしく願いたい。

制度官庁と農林水産省の間でも引き続き協議が行われていることと思うが、全農林と十分協議の上、対応頂くよう要請する。

(井出官房長)

新たな人事評価制度については、本年1月から評価の第1次試行に取り組んだところである。

今後、評価の第1次試行結果の検証を踏まえた検討を活かして、実効性があり組織の活性化につながるような、より良い評価制度を構築していく必要があると考えているが、新たな人事評価制度については、制度官庁と職員団体との中央レベルとの間で、今後の試行の取扱いについて、意見交換等を行いながら検討が進められているものと承知している。

評価の第2次試行については、現在、制度官庁を中心に検討を進めているが、制度官庁と職員団体との中央レベルでの意見交換等も踏まえた、政府全体の統一的な枠組みとしてセットされれば、当省における評価の第2次試行も、この枠組みに沿って実施する考えである。

(花村書記長)

よろしく願います。

以 上

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合
書記長 花村 靖
調査交渉部長 主浜 学

2007年度勤務評定について

官房当局は本日、中央本部に対し、2007年度の勤務評定について10月15日付けで実施通知を発出したいと通告してきた。

それに対し中央本部は、「勤務評定には基本的に反対である」として、恣意的差別を行わないこと等を求めたので、その概要を下記のとおり連絡する。

記

- 1 日時 2007年10月12日（金） 17:30～17:40
- 2 場所 統計第1会議室
- 3 出席者 中央本部：花村書記長、棚村財政局長、主浜調査交渉部長、外全中執
当 局：松島秘書課長、前島秘書課調査官、外
- 4 交渉概要

（松島秘書課長）

平成19年の勤務評定について御説明したい。

平成19年の勤務評定は、昨年と同様に11月1日に実施することとし、実施通知は、15日付けで発出するので、御承知おき願いたい。

また、農林水産省勤務評定実施規程については、併任先で勤務する併任者の勤務評定に係る実施権者の取扱い及び組織の改正に伴う所要の改正を行い、昨日（11日）付けで施行したところである。

なお、先の国家公務員法改正により平成21年には新しい人事評価制度が導入され、勤務評定は廃止されるため、それまでの当面の措置となるが、一般職員に係る勤務評定の取扱いについて、従前どおりの基本姿勢で対処するつもりであるので、よろしくお願いたい。

（花村書記長）

例年のことだが、私の方から4点について申し上げ、対応をお願いしたい。

まず、全農林としては、現行制度に基づく勤務評定については、職場に恣意的差別を持ち込むものであり、基本的に反対であることを申し上げておきたい。

2点目は、勤務評定に当たっては、過去の歴史的経過を踏まえ、現場段階において

『労働条件に関して労働組合と事前協議を行い、恣意的差別をしない』旨の労使確認を行っていただきたい。

3点目は、勤務評定と並行して、民主的な職場づくりに努力していただきたい。

4点目は、勤務評定の具体的な進め方については、従来同様とし、職場に混乱が生じないようにしていただきたい。

(松島秘書課長)

現行制度に基づく勤務評定については、全農林との長い歴史の中でこれまでいろいろ議論があったことは承知している。

勤務評定の実施に当たっては、現場の中に混乱の起きないように努めたい。

19年度の一般職員の昇給の取扱いについては、従来と同様の手順により行うこととしている。

(花村書記長)

評定結果の扱いについては、評定終了後、改めて交渉させていただく。

以 上

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合
書記長 花村 靖
調査交渉部長 主浜 学

2007年度勤務評定の取扱いについて

中央本部は本日、官房長と交渉を行い、2007年度勤務評定の取扱いについて昨年どおりの内容で決着したので連絡する。

なお、交渉の概要は下記のとおりである。

記

- 1 日時 2007年11月1日 16:00～16:15
- 2 場所 官房長室
- 3 出席者 中央本部：花村書記長、棚村財政局長、主浜調査交渉部長、外在局中執当 局：井出官房長、松島秘書課長、前島秘書課調査官、外
- 4 交渉概要

（花村書記長）

過日提起のあった、2007年度の勤務評定について、本日実施されたが、その取扱いについて伺いたい。

（井出官房長）

本年度の勤務評定については、10月12日に秘書課長から説明したとおり、本日実施したところであるが、勤務評定の取扱いについては、今年も昭和49年以降の経緯を踏まえて、これを尊重しつつ、昨年度に確認した文言どおり確認したいと思っているので、秘書課長から提案させる。

（松島秘書課長）

口頭確認の内容は、昨年のとおりである。

勤務評定について

農林水産省当局と全農林労働組合は、労働条件に影響を及ぼす勤務評定の取扱いの基準について、誠意をもって交渉することを確認する。

(井出官房長)

昭和49年に中野事務次官と渡会委員長との間で意見の一致をみている「話し合いの中で労使関係の改善を図っていく。」という基本姿勢に変わりない。明るく民主的な職場を築いていくように努力していくので、組合側も御協力願いたい。

(花村書記長)

今、口頭で回答があったが、現行制度に基づく勤務評定については、職場に恣意的差別を持ち込むものであり、基本的に反対であるということを改めて明らかにしておきたい。

しかし、歴史的な経緯もあることから、その結果の取扱いについては、制度の変更があるものの昨年度同様の扱いとすることを確認しておきたい。

今後とも労働条件に関わる事項については、全農林と事前協議を徹底し、合意の上、進めていただき、良好な労使関係を維持していただきたい。また、そうなるよう我々も努力したい。

さらに、勤務評定結果の取扱いについては、下部においても混乱の起きないように願います。

(井出官房長)

農林水産省においては、労使の話し合いに基づく良好な労使関係が維持されてきているものと理解しており、今後とも、皆さんと十分話し合いを行うことを通じ、信頼関係の維持に努めて参りたい。

また、下部組織に対しても、同様に指示して参りたい。

(花村書記長)

国公法が改正されて新たな評価制度が2年以内に施行されることとなり、制度官庁では、具体的な設計・活用等の政令策定作業が進められているほか、農水省においても評価の第3次試行が行われている。新たな評価制度に対する我々の考えについては、この間、幾度となく申し上げてきているが、労・使、評価者・被評価者双方から信頼される評価制度とすることが重要である。

折しも10月19日には行革推進本部専門調査会が公務員の労働基本権のあり方について報告を行っている。引き続き、責任ある労使関係の確立に向け、我々も努力するが、当局としての努力も願います。

(井出官房長)

新たな人事評価制度については、改正後の国家公務員法に従って公正な評価制度とすることが必要であり、政府全体の統一的枠組みに従って実施していくことが基本的な考えである。

今後とも具体的な制度設計に当たっては、皆さんとも十分意見交換を行い、理解を得るよう最大限努力していきたいと考えている。

なお、公務員の労働基本権のあり方については、引き続き、政府全体での議論を見守って参りたい。

(花村書記長)

よろしく願います。

以 上

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合

書 記 長 花 村 靖
調査交渉部非現業担当部長 石 原 富 雄

2008年度勤務評定について

官房当局は本日、中央本部に対し、2008年度の勤務評定について10月14日付けで実施通知を発出したいと通告してきた。

これに対し中央本部は、「現行制度に基づく勤務評定には基本的に反対である」として、恣意的差別を行わないこと等を求めたので、その概要を下記のとおり連絡する。

記

- 1 日 時 2008年10月10日（金） 10:30～10:40
- 2 場 所 地方課提案推進室
- 3 出席者 中央本部：花村書記長、棚村財政局長、石原非現業担当部長、外全中執
当 局：松島秘書課長、仙台秘書課調査官、外
- 4 交渉概要

（松島秘書課長）

平成20年の勤務評定について御説明したい。

平成20年の勤務評定は、昨年と同様に11月1日に実施することとし、実施通知は、10月14日付けで発出するので、ご承知おき願いたい。

また、勤務評定の実施に伴い、農林水産省勤務評定実施規程については、所要の改正を行い、実施通知と併せて14日付けで施行する予定である。

実施規程の改正内容は、組織の改正及び専門スタッフ職の新設に伴う改正であり、お手元にお配りした資料のとおりである。

なお、一般職員に係る勤務評定の取扱いについては、従前どおりの基本姿勢で対処するつもりであるので、よろしく願いたい。

（花村書記長）

例年のことだが、私の方から4点について申し上げ、対応をお願いしたい。

まず、全農林としては、現行制度に基づく勤務評定については、職場に恣意的差別を持ち込むものであり、基本的に反対であることを申し上げておきたい。

2点目は、勤務評定に当たっては、過去の歴史的経過を踏まえ、現場段階において『労

働条件に関して労働組合と事前協議を行い、恣意的差別をしない』旨の労使確認を行っていただきたい。

3点目は、勤務評定と並行して、民主的な職場づくりに努力していただきたい。

4点目は、勤務評定の具体的な進め方については、従来同様とし、職場に混乱が生じないようにしていただきたい。

(松島秘書課長)

現行制度に基づく勤務評定については、全農林との長い歴史の中でこれまでいろいろ議論があったことは承知している。

勤務評定の実施に当たっては、現場の中に混乱の起きないように努めたい。

20年度の一般職員の昇給の取扱いについては、従来と同様の手順により行うこととしている。

(花村書記長)

評定結果の扱いについては、評定終了後、改めて交渉させていただく。

以 上

各地方本部委員長 殿

全農林労働組合

書 記 長 花 村 靖
調査交渉部非現業担当部長 石 原 富 雄

2008年度勤務評定の取扱いについて

中央本部は本日、官房長と交渉を行い、2008年度勤務評定の取扱いについて昨年どおりの内容で決着したので連絡する。

なお、交渉の概要は下記のとおりである。

記

- 1 日 時 2008年11月4日（火） 13:00～13:10
- 2 場 所 官房長室
- 3 出席者 中央本部：花村書記長、棚村財政局長、石原非現業担当部長、外全中執
当 局：岡島官房長、松島秘書課長、仙台秘書課調査官、外
- 4 交渉概要

（花村書記長）

過日提起のあった2008年度の勤務評定について、1日に実施されたが、その取扱いについて伺いたい。

（岡島官房長）

本年度の勤務評定については、10月10日に秘書課長から説明したとおり、1日に実施したところであるが、勤務評定の取扱いについては、今年も昭和49年以降の経緯を踏まえて、これを尊重しつつ、昨年度に確認した文言どおり確認したいと思っているので、秘書課長から提案させる。

（松島秘書課長）

口頭確認の内容は、昨年のとおりである。

勤務評定について

農林水産省当局と全農林労働組合は、労働条件に影響を及ぼす勤務評定の取扱いの基準について、誠意をもって交渉することを確認する。

(岡島官房長)

昭和49年に中野事務次官と渡会委員長との間で意見の一致をみている「話し合いの中で労使関係の改善を図っていく。」という基本姿勢に変わりない。明るく民主的な職場を築いていくように努力していくので、組合側も御協力願いたい。

(花村書記長)

ただいま、口頭で回答があったが、現行制度に基づく勤務評定については、職場に恣意的差別を持ち込むものであり、基本的に反対であるということを改めて明らかにしておきたい。

しかし、歴史的な経緯もあることから、その結果の取扱いについては、昨年度同様の扱いとすることを確認しておきたい。

今後とも労働条件に関わる事項については、全農林と事前協議を徹底し、合意の上、進めていただき、良好な労使関係を維持していただきたい。また、そうなるよう我々も努力したい。

さらに、勤務評定結果の取扱いについては、各級段階においても混乱の起きないように願います。

(岡島官房長)

農林水産省においては、労使の話し合いに基づく良好な労使関係が維持されてきているものと理解しており、今後とも、皆さんと十分話し合いを行うことを通じ、信頼関係の維持に努めてまいりたい。

また、下部組織に対しても、同様に指示してまいりたい。

(花村書記長)

現在、職場ではリハーサル試行が行われているが、我々は新たな人事評価制度に対して、評価者・被評価者双方、また、労使双方から信頼される制度となるよう、この間の試行における協議において、4原則2要件の実現を求めてきたところである。

今後、来年度の本格実施に向け、政令策定作業が進められるが、リハーサル試行の結果をしっかりと検証し、評価結果の開示のあり方や苦情処理システムの改善を図り、納得性のある評価制度となるよう制度官庁へ要請いただきたい。

また、公務員制度改革については、10月22日に労使関係制度検討委員会の初会合が開催されたところである。我々は人事院の労働基本権制約の代償機能が形骸化するとともに、新たな人事評価制度が本格実施される中で、協約締結権の付与を通じ、交渉に基づく労働条件決定制度の確立と自律的労使関係制度の実現が重要と考えている。当省においても、責任ある労使関係の確立に向け、特段の努力をお願いしたい。

(岡島官房長)

改正国家公務員法に基づく新たな人事評価制度については、公正な評価制度とすることが必要と考えている。御要望のあったことについては制度官庁へ伝えることとしたい。

また、公務員制度改革については、引き続き、政府全体での議論を見守ってまいりたい。

(花村書記長)

よろしくお願ひする。

以 上